

第6章 ワンヘルスの推進のための取り組み

1 ワンヘルスとは

ワンヘルス（One Health）とは、ヒトと動物（家畜、ペット、野生動物を含む）の健康と、それを取り巻く環境（生態系）が、相互に密接につながっており、これらを守るためには一体的に取り組む必要があるという考え方です。

（1）人と動物の関係

犬や猫等のペットを飼養することは日常生活に潤いをもたらし、健康の増進にも寄与しますが、不適切な飼養や遺棄等が近隣住民とのトラブルにもなっています。

また、里地里山への手入れ不足により、サルやイノシシ、カラス等の野生動物の生息域が拡大し、鳥獣被害が発生しています。

（2）人と環境の関係

近年、外来種の侵入などによる生物多様性の損失や、地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨・ゲリラ豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加などが進行しており、共通感染症の発生リスクが高まっています。また、健康で快適な生活環境を確保するためには、大気・水・土壌環境の保全が必要です。

（3）安全な食と環境の関係

人の健康は、健康な家畜、安全な農林水産物等を食べることで維持されています。そのため化学肥料など環境への負荷を低減した、持続可能な農業を行う必要があります。

（4）人獣共通感染症

新型コロナウイルス感染症をはじめ、世界中で確認されている新しい感染症は、野生動物が保有していたウイルスが人に感染するようになる「人獣共通感染症」が多く、これらは多くの人が免疫を持たず、治療法が確立されていないため、パンデミックを引き起こす可能性があります。

（5）薬剤耐性菌

ペニシリンの発見以降、多くの抗微生物薬の研究開発が行われ、肺炎や結核等の感染症は激減しました。一方、抗微生物薬に対して抵抗力を持つ薬剤耐性菌が発生しており、新たな抗微生物薬を開発しても、更に耐性を持つ薬剤耐性菌が発生するという状況が繰り返されています。

2 福岡県ワンヘルス推進行動計画とは

福岡県では、令和2（2020）年12月に全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。この条例第11条に基づく「福岡県ワンヘルス推進行動計画」において、目指す姿と7つの柱、市町村の役割が設定されています。

◆福岡県ワンヘルス推進行動計画の目指す姿

**次世代につなぐ
人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会**

◆福岡県ワンヘルス推進行動計画の体系図

7つの柱	取り組み事項
1 人獣共通感染症対策	(1) 発生予防（平時の対応） (2) まん延防止（患者発生時の対応） (3) 動向調査、監視 (4) 研究開発、創薬 (5) 普及啓発
2 薬剤耐性菌対策	(1) 動向調査、監視 (2) 感染予防、管理 (3) 抗微生物剤の適正使用 (4) 普及啓発
3 環境保護	(1) 生物多様性の保全 (2) 地球温暖化対策 (3) 大気・水・土壌環境保全対策 (4) 普及啓発
4 人と動物の共生社会づくり	(1) 人と愛玩動物の関係性の向上 (2) 災害発生時等に備えた体制整備 (3) 人と野生動物の共存
5 健康づくり	(1) 自然とのふれあいを通じた健康づくり (2) 愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくり
6 環境と人と動物の より良い関係づくり	(1) 健全な環境下における安全な農林水産物の生産等 (2) 生産・消費における環境への負担の低減 (3) 地産地消・食育の推進 (4) 有益な微生物の活用
7 ワンヘルスの実践の基盤整備	(1) 啓発活動の推進 (2) 教育の推進 (3) 中核拠点の整備等

◆福岡県ワンヘルス推進行動計画における市町村の役割

- 福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づく取り組みに積極的に協力する
- 地域の状況に応じたワンヘルスの実践に関する施策を推進する
- 住民へのワンヘルスの理念に係る普及啓発の中心的な役割を担う

3 具体的な取り組み

本市では、福岡県ワンヘルス推進行動計画をもとに、下記の取り組みを講じていきます。

■ワンヘルスに関する具体的な取り組み（再掲）

取り組みの柱	取り組み内容	担当課
人獣共通 感染症対策	・感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	健康課
	・狂犬病予防のため、犬の登録や予防接種の徹底を呼びかけます。	環境課
薬剤耐性菌対策	・薬の適切な使用方法等の周知啓発を図ります。	健康課
環境保護	・市民や自然環境観察員と連携した定期的な自然環境調査を実施し、市内の生態系の状況を把握します。	環境課
	・ホームページ等で外来生物や外来生物への対処方法を提供し啓発を図ります。	環境課
	・広報やホームページ、イベント等において省エネルギーに関する情報発信を行い、意識啓発を図ります。	環境課
	・市民に対し、建物の断熱化の促進に向けた情報提供を行います。	都市計画課 環境課
	・市の事務事業により排出される温室効果ガスを削減するため、ハード・ソフト両面からの対策を進めます。	環境課 総務課
	・公共施設におけるエネルギー使用量等を調査し、削減に努めます。	環境課
	・環境経営システムであるエコアクション 21（EA21）の認証取得を促進するために、情報提供を行います。	環境課
	・公用車への電気自動車の導入を検討するとともに、電気自動車の充電スタンドを設置します。	環境課 総務課
	・燃費の良い運転（エコドライブ）について啓発を行います。	環境課
	・日常的な移動について、マイカー利用から公共交通機関の活用にシフトするよう啓発を行います。	都市計画課
	・歩行者・自転車の通行環境を改善し、徒歩や自転車による移動を促進します。	建設課
	・シェアサイクルやシェアスクーター等のマイクロモビリティの普及を促進します。	環境課 地域づくり課
	・太陽光発電や蓄電池に関する情報提供や補助の推進等により、事業所や市民による建築物への太陽光発電や蓄電池等の導入を促進します。	環境課 関係課
	・公共施設等の管理者に対し、太陽光発電設備と蓄電池等を組み合わせた設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力への切り替え等について情報提供を行います。	環境課 総務課
	・太陽光、太陽熱、バイオマス等に関する情報発信や支援制度等の普及啓発を通じて、多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。	環境課
	・可燃ごみの減量のため、製品プラスチックの分別収集について検討を行います。	環境課
	・森林の多面的機能を長期的に機能させるため、森林環境税等を活用した間伐や侵入する竹林対策を進めます。	産業課
	・公共事業において市産材の利用を促進します。	産業課
	・法や条例等に基づき、森林や農地の乱開発の防止に努めるとともに、林地パトロールを強化します。	産業課 環境課 都市計画課
	・公共施設等へのクールスポットの設置や、熱中症対策について周知等を行います。	健康課 総務課

■ワンヘルスに関する具体的な取り組み（再掲）

取り組みの柱	取り組み内容	担当課
環境保護	・法や条例等に基づき、福岡県と連携して工場・事業場への指導を行います。	環境課
	・定期的な環境調査を実施し、結果を適宜公表します。また、健康被害等が想定される場合には、速やかに注意喚起等の情報発信を行います。	環境課
	・法や条例等による規制のない苦情については、指導等により低減を図ります。	環境課
人と動物の共生社会づくり	・野良猫の過剰繁殖を減らすため、地域猫（さくらねこ）活動に取り組みます。	環境課
	・有害鳥獣の生態を知り、えさ場とならない環境づくり、追い払いなど、地域との連携による被害防除に取り組みます。	産業課
健康づくり	・環境フェアや自然観察会など環境に関するイベントを行います。	環境課
	・自然や生きものとのふれあうイベントを開催し、自然への接し方や楽しみ方を啓発します。	こども応援課 環境課
環境と人と動物のより良い環境づくり	・ホームページ等で食品ロスを減らす工夫を紹介し、意識啓発を実施します。	環境課
	・市民農園の利用促進を図り、農業体験を通じて、地産地消の意識を醸成します。	産業課
ワンヘルスの実践の基盤整備	・関係機関と連携し、ワンヘルスの取り組みを推進するとともに、地域への周知啓発を行います。	環境課 健康課 産業課